

# 案

## 市有財産売買契約書

御前崎市（以下「売渡人」という。）と [ ]（以下「買受人」という。）とは、次の条項により市有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 売渡人及び買受人は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売渡人は、次に表示する物件（以下「売買物件」という。）を、現状有姿にて次条に定める売買代金で買受人に売り渡し、買受人はこれを受け取るものとする。

|      |  |
|------|--|
| 種別   |  |
| 車名   |  |
| 車台番号 |  |
| 排気量  |  |
| 数量   |  |

（売買代金）

第3条 売買代金は、金 [ ] 円とする。

（売買代金の納入）

第4条 売買代金の納入期限は、 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日とする。

2 買受人は、前項の納付期限までに、売買代金から買受人が既に納付した契約保証金を除いた金額を、売渡人の発行する納付書により売渡人の指定する場所に納付しなければならない。

（契約の解除）

第5条 売渡人は、買受人が前条に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

2 売渡人が前項の規定により契約を解除したときは、契約保証金は売渡人に帰属する。

（所有権の移転等）

第6条 売買物件の所有権は、買受人が第3条の売買代金を完納したときに、売渡人から買受人に移転する。

2 売買物件は、前項の規定により所有権が買受人に移転したときに、現状有姿のまま売渡人から買受人に引渡しがあったものとする。

（売買物件の引渡し）

第7条 売渡人は、売買物件の所有権が移転した後、当該物件を売渡人の指示する場所において 現況有姿のままに引渡すものとする。

2 買受人は、売買物件の引受け及び搬出の実施については、売渡人の指示に

従うとともに、これにかかる輸送手配等の手続きは、買受人が行わなければならない。

3 前2項に要する費用は、買受人の負担とする。

(名義変更)

第8条 売買物件の所有権が買受人に移転した後、買受人は遅滞なく移転登録申請等を行うものとする。

2 買受人は、移転登録等を行った後、売渡人から請求された場合は、速やかに移転登録等を行ったことを証明する書類の写しを提出しなければならない。

(危険負担)

第9条 買受人は、この契約締結のときから第6条第2項の規定により買受人に売買物件が引渡されるまでの間において、当該物件が売渡人及び買受人双方の責に帰すことのできない事由により滅失又はき損した場合は、売渡人に対して売買代金の減免又は契約の解除を請求することができる。

2 買受人は、この契約締結のときから第6条第2項の規定により買受人に売買物件が引渡されるまでの間において、当該物件が買受人の責に帰すべき事由により滅失又はき損した場合は、売渡人に対して売買代金の減免又は契約の解除を請求することができない。

3 買受人は、第6条第2項の規定により買受人に売買物件が引渡された以後に、当該物件が売渡人及び買受人双方の責に帰すことのできない事由により滅失又はき損した場合は、売渡人に対して売買代金の減免又は契約の解除を請求することができない。

(契約不適合責任)

第7条 買受人は、この契約締結後、売買物件に隠れた瑕疵その他契約の内容に適合しない状態のあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除を請求することができない。

(契約の解除)

第11条 売渡人は、買受人が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第13条 売渡人は、買受人がこの契約に定める義務を履行しないために損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

(契約の費用)

第14条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて買受人の負担とする。

(管轄裁判所)

第14条 本契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、売渡人の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

(疑義の決定)

第 2 0 条 本契約に関して疑義があるとき又はこの契約に定めのない事項については、売渡人と買受人とが協議のうえ決定する。

この契約の証として本書 2 通を作成し、売渡人、買受人それぞれ記名押印のうえ、各自 1 通を所持するものとする。

年 月 日

売渡人  
住 所 御前崎市池新田 5 5 8 5  
氏 名 御前崎市長  
印

買受人  
住 所  
氏 名  
印